

京都市国民健康保険規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年8月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第26号

京都市国民健康保険規則の一部を改正する規則

京都市国民健康保険規則の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(普通徴収に係る保険料の納入)

第11条 納付義務者は、市長が特に必要があると認める場合を除き、国民健康保険料納付書又は口座振替により普通徴収に係る保険料を納入しなければならない。

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。

(保健福祉局福祉のまちづくり推進室)